(総価毎月払、契約保証有)

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。 以下同じ。)に基づき、仕様書(設計図、見本等を含む。 以下同じ。)に従い、この契約(この約款及び仕様書を 内容とする役務契約をいう。以下同じ。)の履行にあた って適用される法令を遵守し、これを履行しなければな らない。
- 2 受託者は、役務(この契約に基づき履行する役務をい う。以下同じ。)を、この契約の履行期間内において履 行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、 契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知(第9条第2項を除く。)、 請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面に て行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、委託者の承諾なく、成果品等(未完成の成果品及び役務を行う上で得られた記録等を含む。) を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(契約の保証)

- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号の 一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ち にその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険 金額(第4項において「保証の額」という。)は、契約 金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは 義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。た だし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りで はない。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- 2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第 三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の 承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受 託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を 委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の 範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部 を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基 づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を 負うものとする。

(監督等)

- 第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者 に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行 を確保するものとする。
- 2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委 託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正 等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責め に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、 第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、 委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償し なければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責め に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、 その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

- 第9条 受託者は、別表に定める各月の期間ごとの役務 を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しな ければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。) に受託者の立会のもとに役務内容の検査(以下「完了検査」という。)を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

- 第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、別表に定 める各月の期間ごとの契約金額の支払を請求することが できる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内(以下「約定期間」という。) に前項の契約金額を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に 完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完 了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期 間の日数から差し引くものとする。この場合において、 その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約 定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない 役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行し

ない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、 委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金 額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

- 第 11 条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内 に役務を完了することができない場合においては、委託 者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査(第9条第3項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。
- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項 の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。 ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せ られないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

- 第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の 各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相 当する額を委託者に支払わなければならない。この契約 による役務が完了した後においても、同様とする。
- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6の規定に該当し、 刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の 役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の 6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らか になったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請

求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

- 第 13 条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると きは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 役務が履行不能であるとき。
- (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部 の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、 残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時 又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的 を達することができない場合において、受託者が履行 をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167 条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札 に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法 の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたと き。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの 契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知り

ながらこれを不当に利用するなどしていると認め られるとき。

- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難 されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に 関連する契約(トにおいて「関連契約」という。) の相手方がイからホまでのいずれかに該当するこ とを知りながら、当該者と契約を締結したと認め られるとき。
- ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を 関連契約の相手方としていた場合(へに該当する 場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契 約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれ に応じなかったとき。
- チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告を しても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされ る見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を 継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 3 委託者は、第1項又は前項(第8号を除く。)の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除 された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委 託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号(第8号を除く。)に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

- 第 13 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額(委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額)を賠償金として請求することができる。
 - (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が 解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者 の責めに帰すべき事由によって受託者の債務につ いて履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号) の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金をもって第1項の 賠償金に充当することができる。

(契約解除に伴う措置)

- 第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等(使用部分済みを除く。以下同じ。)があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所(以下「履行場所」という。)に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去(委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。)するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

(契約保証金の返還)

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完 了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還し なければならない。

(設計変更等)

- 第15条 委託者は、必要があると認めるときは、書類をもって受託者に通知し、役務内容等を変更し、又は役務の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、次の各号に定めるところによる。
- (1) 委託料の変更は、原委託料から原委託料に 110 分の 10 を乗じて得た額 (1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を控除した額に新設計金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額を乗じ原設計金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額で除して得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てることができる。) に、1.1 を乗じて得た額を新委託料として受託者に通知する。ただし、特にこれによりがたい場合は、委託料の変更については、委託者と受託者が協議して定めるものとし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- (2) 履行期間の変更は、委託者と受託者とが協議して定める
- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、 委託者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額

は委託者と受託者とが協議して定める。

3 第1項の規定により変更が行われる場合において、受 託者は委託者の指定する期間内に請書を提出しなけれ ばならない。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

- 第17条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法(昭和22年法律第49号)、 最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)その他の労働及び社会保険に 関する法令を遵守するものとする。
- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、 社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書 類の提出を求められたときは、これに応じなければなら ない。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 18 条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項 (下水道河川局用)

【途中から個人情報取扱事務を委託する役務契約】

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

- 第1条 受託者は、この特記事項が付帯する役務契約に基づき履行する役務(以下「本委託業務」という。)において、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を取り扱う場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報保護法その他の関係法令を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 2 受託者は、本委託業務において個人情報を取り扱うこととなった ときは、別に定める「個人情報取扱安全管理基準(下水道河川局用)」 に適合していることを委託者が指定する様式(個人情報取扱安全管 理基準適合申出書)を用いて申し出なければならない。
- 3 受託者は、前項の規定による申し出の結果、委託者から個人情報の取扱いについて改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報の適正な管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持するものとする。

(適正な管理)

- 第3条 受託者は、本委託業務において取り扱う個人情報の漏えい (紛失を含む。以下同じ。)、滅失又は毀損及び改ざん等(以下「漏 えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために 必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱方法、事務手順等を定めて個人情報を 取り扱うものとする。
- 3 受託者は、本委託業務において個人情報を管理する責任者(以下 「管理責任者」という。)を選任し、委託者に報告するものとする。
- 4 受託者は、本委託業務に従事する者(以下「業務従事者」という。) のうち、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」とい う。)を行う者(以下「個人情報取扱者」という。)を指定し、委託 者に報告するものとする。
- 5 受託者は、本委託業務の履行において個人情報を取り扱う場所及 び保管する場所(以下「作業場所」という。)を定め、委託者に報告 するとともに、作業場所に係る防犯対策その他の安全対策を講じな ければならない。
- 6 前3項の内容に変更が生じた場合は、その都度、委託者に報告するものとする。
- 7 第1項の個人情報の適正な管理のために必要な措置を変更した 場合は、必要に応じて委託者に報告 するものとする。

(教育の実施)

第4条 受託者は、管理責任者及び個人情報取扱者に対し、個人情報 を取り扱う場合に遵守すべき事項等について、必要な教育又は研修 を実施するものとする。

(秘密の保持)

- 第5条 受託者は、本委託業務の履行において知り得た個人情報を他 に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、業務従事者が本委託業務の履行において知り得た個人 情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのな いよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後において も同様とする。
- 4 受託者は、管理責任者及び個人情報取扱者に対し、秘密の保持に 関する誓約をさせるものとする。

(再委託の禁止)

第6条 受託者は、本委託業務の履行において、個人情報取扱事務を 第三者に委託してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、本委託業務の履行において、個人情報取扱事務を 派遣労働者その他の受託者と雇用契約のない者に行わせてはなら ない。

(個人情報が記録された資料等の引渡し)

第8条 委託者が受託者に個人情報が記録された資料等を引き渡す場合は、委託者が指示する方法により行うものとする。このとき、委託者は、受託者に預り証等の提出を求めることができる。

(収集の制限)

第9条 受託者は、本委託業務において個人情報を収集する場合は、 必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集するも のとする。

(複写等の禁止)

第10条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合 を除き、本委託業務を履行するために委託者から貸与され、又は提 供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはな らない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本委託業務を履行するために委託者から貸与され、若しくは提供され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本委託業務の目的以外で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第12条 受託者は、本委託業務を履行するために委託者から貸与され、若しくは提供され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又は本委託業務が完了したとき若しくはこの契約が解除されたときは委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、引き渡し、若しくは消去し、又は委託者が別に指定する方法による処理を行うものとする。

(報告及び実地調査)

- 第13条 委託者は、個人情報を保護するために必要があると認められる場合は、受託者に対し本委託業務における個人情報の取扱状況等について報告を求めることができる。このとき、受託者はこれに応じなければならない。
- 2 委託者は、本委託業務における個人情報の取扱状況等について、 本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられていることを確 認する必要があると認められる場合は、受託者の作業場所において 実地の調査を行うことができる。このとき、受託者はこれに応じな ければならない。
- 3 受託者は、前項の調査の結果、委託者から個人情報の取扱いについて改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 第14条 受託者は、本委託業務の履行に関し、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知った場合は、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。本委託業務が完了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。
- 2 受託者は、委託者に前項の規定による報告を行う者(以下「連絡 責任者」という。)を選任し、委託者に報告するものとする。
- 3 本委託業務の履行が完了するまでの間、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、委託者に報告するものとする。
- 4 委託者は、本委託業務の履行に関し、個人情報の漏えい等の事故 が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表する ことができる。

(契約の解除等)

- 第15条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない ことにより、契約の目的を達することができないと認められるとき は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合 においても、委託者にその損害の賠償を請求することはできないも のとする。

(委託者に対する損害賠償)

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、受託者が本特記事項 に定める義務に違反し、又は怠ったことによって委託者に損害を与 えた場合は、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(適用除外)

第17条 受託者が本委託業務の履行に関し、個人情報を保有していない、又は保有しなくなった場合は、第2条から第4条まで、第5条第4項並びに第14条第2項及び第3項の規定は、適用しない。